

News Letter

ビジネス・アソシエツ あいわ税理士法人

2024
September
Vol.221



発行元

(株)ビジネス・アソシエツ 108-0014 東京都港区芝 4-3-5 ファースト岡田ビル 7F TEL 03-5520-5330
あいわ税理士法人 108-0075 東京都港区港南 2-5-3 オリックス品川ビル 4F TEL 03-5715-3316 | FAX03-5715-3318

Word で業務文書を効率化する 便利機能

はじめに

業務で利用する文書にはさまざまなフォーマットやツールが存在しますが、弊社内では手順書やマニュアルの作成においては現在も Microsoft Word をよく利用しています。業務マニュアルや手順書の作成には正確さやわかりやすさが求められる一方、できるだけ手早く効率的に作成する必要がありますので、作業を効率化するための便利な機能はできるだけ活用して更新作業を簡略化するようにしています。今回は Word 文書を作成する際によく利用している Word のフィールドコードや自動機能を再確認してみました。

ファイル更新日の自動表示

Word の「SaveDate」フィールドコードを使用すると、文書の最終保存日を自動的に表示できます。文書の最終更新日を文書内に簡単に表示することが可能です。

- ・ 文書内で更新日を表示したい場所にカーソルを置く
- ・ [挿入]タブから[クイックパーツ]を選択し、[フィールド]をクリック
- ・ 「フィールド名」で「SaveDate」を選択し、[OK]をクリック

| 文書作成日: 2024/06/01 |
| 文書最終更新日: 2024/08/01 2:25 |

Contents

- ・ [Word で業務文書を効率化する便利機能](#)
- ・ [隠れ Youtuber](#)
- ・ [岸田不出馬・自民党総裁選についての一考](#)
- ・ [アウトプットの効果](#)
- ・ [Plaza-i 機能紹介-購買与信管理](#)
- ・ [Plaza-i 最新バージョン情報](#)
- ・ [令和 6 年度における交際費に関する税制改正](#)
- ・ [エンジェル税制の改正～個人のリスクマネーを投資へ～](#)

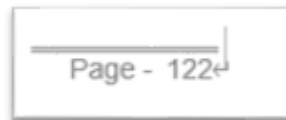
自動作成の目次

文書に目次を自動的に作成することで、文書の構造を自動的に反映し、章や節の階層を一目で把握し、必要な情報に迅速にアクセスできるようになります。目次は文書内の見出しに基づいて自動的に更新されるため更新も容易です。

- ・ 目次を挿入したい位置にカーソルを置く
- ・ [参考資料]タブから[目次]を選択し、デザインを選ぶ
- ・ 文書内の見出しを設定し、目次を自動更新することで、目次に反映させます

ページ番号の自動更新

ページ番号を自動的に設定することで、ページ順の変更にも柔軟に対応できます。



- ・ [挿入]タブから[ページ番号]を選択
- ・ 希望の位置とデザインを選び、ページ番号を挿入する
- ・ 文書内のページ番号は自動的に更新されます

ブックマークの活用

ブックマークを使用することで、文書内の特定の場所やセクションにワンクリックで移動できます。業務マニュアルや手順書では特定の手順や注釈をブックマークでまとめておくと、手早くアクセスできて便利です

- ・ ブックマークを設定したい位置にカーソルを置く
- ・ [挿入]タブから[ブックマーク]を選択

・ブックマークに名前を付けて[追加]をクリック

おわりに

今回は業務文書作成において役立つ Word の便利な機能についてご紹介しました。最近では業務で作成するドキュメントにはルールや定義されたテンプレートが用意されていることも多く、一から Word 文書を作成する機会は減っているような印象もあります。普段何気なく利用しているツールの機能も見直してみると業務改善のきっかけが得られるかもしれません。ご一読いただきありがとうございます。皆様の業務がより快適で効率的に進むことを願っております。

II 隠れ Youtuber

PC 故障は突然に

筆者は二児の親であることから、日々家族写真や動画がスマホに溢れ、容量がいっぱいになるとそれを PC に取り込み、容量を空けてはまた撮影をし…このようなことを繰り返しておりました。そんなある日、突然 PC が何をどうしても起動せず、またデータの抽出もままならない状態になってしまいました。インターネットはスマホがあるのでなんとかなるとしても、これまでの写真や動画データが全て飛んでしまったと顔面蒼白になりました。システムエンジニアとしてバックアップの重要性を嫌というほど認識しておきながら、その反動でしょうか、プライベートにおいてはクラウドストレージをそのうち導入しようと薄っすら考えてはいたものの、長年ずっと後回しにしてしまっておりました。これが悲劇の始まりです。

データ復旧費用に驚愕

すぐさまデータ復旧の専門会社に問い合わせをし、データ復旧（取り出し）を依頼しました。告げられた見積金額に驚愕しながらも、背に腹は代えられないと注文しました。幸いにも、家族写真や動画の取り出しに成功しましたが、PC も新調しなければなりませんので、合計すると近場の国内家族旅行に 5 回は行けるのではないかとというくらい費用がかかってしまいました。「思い出はプライスレス」とどこかで聞いたことがありましたが、いやいやどうして、筆者にとっては「思い出は高額」でございました。

再発防止策

非常に痛い思いをしたため、完全にスイッチが入った筆者は、長年サボっていたクラウドストレージ導入を実行しました。サブスクタイプのサービスが多い中で、筆者が選んだのは買い切り型、2TB を家族で利用できるタイプで、費用は約\$600 でした。ただでさえデータ復旧や PC 新調で懐事情は厳しかったですが、もう同じ轍は踏めないと意を決しての導入でした。

2TB は容量として十分か？

筆者が初めてデジタルカメラを購入したのが 2004 年でしたので、家族のデータも含め、過去 20 年分のデジタルデータを全てバックアップしたところ、一気に 1TB を消費してしまいました。今度は大掃除の始まりです。ろくに取捨選択をすることなく溜ったら PC に取り込むというズボラな管理しかしてこなかったのを、目を皿のようにしながら毎晩少しずつ整理し、約一ヶ月かけて大掃除しました。苦勞の甲斐あって、本作業で約 200GB を削ることに成功しましたが、それでも今後を考えると空き容量に不安を感じずにはいられません。契約容量を増やすことは簡単です

が、それをやってしまうと自分のことですからきっとまたズボラな管理に戻ってしまうだろうと自制し、2TB 契約のままにしています。どうしても容量を多く消費してしまうのは動画です。そこで思い付いたのが、Youtube で動画を管理する手法でした。

Youtube で動画を管理

まさか自分が Youtube に動画をアップロードする日が来ようとは思いませんでしたが、子供の動画を中心にアップロードしていきました。Youtuber の方々がよく使うという動画編集ソフトまで導入してしまいました。そんなに凝った動画を作るわけではないですし、ちょっとした編集は慣れてしまえば短時間でできます。また動画の URL を知っている人だけが閲覧できる「限定公開」機能を使っているため、遠方にいる親族に安心して共有することもできます。最近では、Youtube を観ることもできるテレビも多く、自分たちの家族動画を皆でテレビで観るといった団欒の場を作ることでもできるようになりました。こうして、サイズの大きい動画ファイルをクラウドストレージに保管する必要がなくなったため、現在 2TB のうち 1.5TB を空き容量とすることができています。今後 10 年、20 年と、このクラウドストレージを活用しながら、大切な家族写真や動画、資料の保管をしていきたいと考えています。

最後に

本稿は、南海トラフ地震臨時情報が発表されているときに書いています。年始の能登半島地震もそうですが、災害はいつ自分の身に降りかかってくるかわかりません。単独の PC 故障だけでなく、外的要因で大切なデータを失う可能性があります。皆様、どうか筆者のような状況になりませんよう、大切な家族写真や動画、あるいは資料などを普段から適切に保管ください。

II 岸田不出馬・自民党総裁選についての一考

突然の再選不出馬

先月 8 月は、内外で政治経済サプライズが続きました。円高を背景に「令和のブラックマンデー」（8 月 5 日）株下げから、米国での大統領選における、民主党大会とカマラ・ハリスの正式立候補（対立するトランプ氏に支持率で差を広げられたバイデン氏は撤退：同大会 8 月 19-22 日）と連続して変動が続きました。特に、ちょうどお盆の時期の岸田首相の再選不出馬表明（8 月 14 日）は不意の発表で、国民誰もが驚いたのではないのでしょうか。自民党総裁選は 9 月 27 日投票の予定ですが、ここまで 10 人を超える候補者という従来の派閥による総裁選とは異なる様相を呈しています。

岸田首相は今回の総裁選に出馬していれば、おそらくは負けなかったでしょう。同選において、過去現職総理が負けたのは 1978 年の福田赳夫対大平正芳の 1 回のみです。ただし、再選されたとしても、来年 10 月までに実施予定の解散・総選挙で勝てる見込みがないことは、明らかでした。なぜならば、昨年からの自民党の政治資金に対するルールを無視した取り扱いが、世論の厳しい反発を招き、岸田内閣の支持率は低下し続けたからです。昨年末から同支持率は 20% 台と低迷し、党内から「岸田で総選挙は勝てない」（いわゆる岸田おろし）との声が相次いで上がっていました。

総選挙を含み見据えた決断か

さて、来年 2025 年は、干支では巳年であり、巳年は必ず 6 月に東京都議会選挙、7 月には参議院選挙が行われています。国政が荒れる年であり、過去を遡ってみても、1989 年には「消費税・リクルート選挙」で参議院では与野党が逆転しています。2001 年は「小泉旋風」で、2013 年は「アベノミクス景気」でともに参院選で与党自民党が大勝していますが、いずれにせよ極端な結果です。来年 2025 年が衆参同日選挙になれば、支持率低下が著しい現状では、自民党の下野という結果にもつながりかねないと岸田総理は考えたでしょう。それならば、再選を目指さず退き、次の総裁も指名せず、「疑似政権交代」すれば、国民の風当たりは変わるという、長年の自民党の経験則に沿ったのかもかもしれません。自らの出口戦略も含め、派閥なき総裁選、政治資金改革など、熟慮した上で決断したと考えられます。それに総選挙で「勝てない」岸田首相は、親しかったバイデン米国大統領の撤退（同じくトランプに今回勝てそうにない）に習い、不出馬を決めたとも思えます。

なお、解散してしまった岸田派は、自民党の主流の一つです。同派は、岸田首相も含めて、5 人の首相を輩出した名門派閥の宏池会がその母体で、同会の分派出身の麻生太郎氏や同会に所属経験のある菅義偉氏も首相・総裁となっています。

岸田首相の成果と反発を招いた要因

さて、岸田首相のこれまでの主な成果は右記の表 1 の通りです。これらは、個人的には、後世に高い評価を受けることになるのではないかと考えます。ところが、このような岸田首相の一定の成果にもかかわらず、国民の反発は簡単に収まっていません。これには次のような理由があります。本年 4-6 月期 GDP 速報値（名目）は、約 608 兆円（年率 7.4%増）と増加しました。事前予想を大きく上回り、企業部門は好決算になり、政府部門も収支増で潤っています。問題は、それが家計部門に反映されていないことにありましょう。

次の表 2 は、内閣府の公表数値の一部をまとめたものです。これによると、名目 GDP の伸びにつれ、2023 年度は、2020 年度と比べて雇用者報酬は 18.3 兆円増加し、金利や配当などによる財産所得も 3.9 兆円増えています。つまり家計部門の受け取りは確実に増えたことを示しています。しかし、この間に税は 4.7 兆円、社会保障は 7.2 兆円も増えています。岸田内閣は増税していません、むしろ 2024 年度に定額減税を実施したのに、国民の負担は結局増してしまっています。その上、家計部門の可処分所得（国民が税金や社会保険料を支払後の手取り額にほぼ等しい）は 3 年間で逆に 2.7 兆円も減少しています。この間の原油高などの物価高により、家計最終消費支出は 33.9 兆円も増えています。この 3 年間に、コロナ給付金や電気・ガス代補助があったものの、国民生活は確実に悪化しているのです。

GDP は年間に生み出される付加価値の総計です。その GDP は増え、最終的に必ず誰かの懐に分配されます。ところが、家計部門は、給与は増えたが手取り額は減ってしまいました。これでは国民の不満が高まるのも仕方ありません。いずれにしろ、今回の総裁選は、来年以降の日本政治経済を中長期的に方向付ける可能性が高い選挙になりそうです。

表1 岸田首相の成果

・地元広島 G7サミット、グローバルサウスと関係強化、日韓関係の改善などの外交成果。
・バイデン大統領との親密関係(民主党の米国大統領と蜜月関係を築いた首相は少ない)。
・防衛費倍増、反撃能力の保有決定など戦後安保政策の大転換。
・経済安全保障法の成立。セキュリティクリアランスも導入。
・資産所得倍増計画と新NISAなどの導入。日経平均は高値推移も(一時4万2千円台)。
・30年ぶり買上げで「脱デフレ」、名目 GDP は今年 4-6 月期 600 兆円に。
・4年連続で歳入が過去最高更新。プライマリーバランスは来年度の黒字化も。

出所)各種報道より抜粋し加工

表2 名目GDP(分配面)数値比較

	雇用者報酬 (受取)	財産所得 (純)	經常税 (支払)	純社会負担 (支払)	社会給付 (受取)	家計可処分 所得	家計最終 消費支出	貯蓄
2020年度:A	283.5	24.0	30.0	83.3	80.5	319.5	280.9	37.6
2023年度:B	301.9	28.8	35.5	90.5	84.2	316.8	314.8	1.3
B-A	18.3	3.9	4.7	7.2	3.7	-2.7	33.9	-36.3

出所)内閣府より一部抜粋/加工(単位:兆円)

II アウトプットの効果

はじめに

新しい知識や技術の習得、資格取得の為に学習する時にどのような手段を用いて身に着けますか？

筆者も実務で必要に迫られ知識の習得に奮起し、また自己研鑽の一環で資格試験の合格を目指し一定期間集中学習をしてきた経験からインプットは勿論の事、アウトプットの行為が特に重要であると改めて認識しました。今回はアウトプットに焦点を当て紹介してまいります。インプットとアウトプットは切っても切れない関係があると言えるので、ここではインプットについても触れてまいります。

インプットとは

インプットとは「入力」を指します。学生の頃でいうと授業で講義を聴く、スポーツでいうと技術を習得する為に日々練習を重ねる。社会人になってからは研修や日々の業務を通して業務知識、ノウハウを覚え習得する。つまり知識や技術を自分に入れる為の手段と言えます。

インプットは書物や講義等で「見る、読む、聞く」で理解すると同時に、メモを取るのもインプットになります。

アウトプットとは

一方でアウトプットとは「出力」を指します。知識、スキルの言語化、記憶を整理ししっかり定着させる。授業で講義を聴き身に着けた知識をより確実にする為反復学習をする。テストで実力を試す。スポーツで言う日々の練習した成果を発揮するべく試合に臨む。業務の場でいうと習得した業務知識をベースにプレゼンする、他者へ説明するといった事が例として挙げられます。

インプットしたら即アウトプット

つまりインプットで得た知識、技術、能力が確実に身についているかを試す、再確認する場がアウトプットであると言えます。インプットとアウトプットはセットです。

インプットのみでは自分では理解したつもりでも理解度が測れないという点で不十分と言えます。また人間の記憶は日が経つにつれて薄れていきます。せっかくインプットで学んだ知識もアウトプットを行わなければせっかく学んだ知識も忘れます。

インプットしてもアウトプットが出来ないという話を耳にします。これは自身でもしっかりと理解できていないとい

う事、つまりインプットが完璧ではない、理解度が低いと言えます。

以上の点から何かを習得、身に付ける時にはインプットを行った後、時間を置かずにアウトプットを行うのが必須と言えるでしょう。

アウトプットの手法

ひとえにアウトプットといってもいくつかの手法があります。筆者が経験した代表的な手法をここで紹介します。

・技能練習

プログラム言語の習得やアプリケーションの操作習得のために行う手法と言えるでしょう。これらは実際に端末等で入力操作を行う事で習得するものであると言えます。教科書やマニュアルを使用してインプットを行ったのみでは習得したとは言えず、技能練習をして理解度を確認する過程は必須と言えます。自動車の運転や、講義を聞いた後で問題集を使用し問題を解く練習をするという事も当てはまります。

・反復する

繰り返しになります。人間の記憶は日が続つにつれて薄れていきます。アウトプットは1回行っただけで完璧に習得できるようなりません。何回も反復する事が重要です。試験勉強を経験した人なら分かると思いますが問題を1回解き、解きっぱなしでは本番までに記憶が薄れます。問題演習を何度も繰り返して反復する事で理解がより確実になります。

・書き出す

インプットで得た知識を実際に紙に書き出します。書くという過程を経る事で記憶が脳に定着し理解をより確実なものに出来ます。また最初のインプットでは気づかなかった不明点を洗い出し整理する事もできます。不明点を確認、質問する事でインプットの質も上げ、アウトプットに生かれます。

・言葉に出して説明する

言葉に出して説明するのもアウトプットの一つです。自身が発した言葉を自身の耳で聴くという事で二重のアウトプット確認が出来る効果もあります。

正確なインプットが出来ていなければ、言葉を出しての説明、そこから発展する他者へのプレゼンは出来ません。

営業やコンサルタントはじめ他者へ説明する事がメイン業務の場合には言葉に出して説明し、インプットした内容を理解できるか、これをお客様へ説明し理解を得られるか。そして商談が成立するか。それらを踏まえたアウトプットが必要と言えます。

終わりに

いかがでしたでしょうか。

アウトプットする能力は各企業の従業員に広く求められています。アウトプットする能力により自身が担当できる業務の範囲が増え、すなわち活躍できる場も増えます。

学びを通し自信をつける事で自己肯定感もあがります。それが組織、ひいては企業にとっても生産性が上がり業績アップにもつながると筆者は考えます。

アウトプットがもたらす効果をより多くの人に伝え実感してもらい自己成長に繋がれば幸いです。

II Plaza-i 機能紹介-購買与信管理

はじめに

平素は Plaza-i をご愛顧いただき誠にありがとうございます。

今回は、新たに追加された購買与信管理機能についてご紹介いたします。

購買与信管理

V2.03.30 から支払先に対する与信管理を行う事が出来る機能を追加いたしました。

例えば、必要資材や部品などの安定供給を維持するためには、支払先の財務状態を分析し、倒産する可能性が少ないことを確認する必要があります。また、外注先や下請け先が零細業者である場合や、季節性の商材を取引するなど発注量が一時的に膨らむような場合に、資金繰りを助けるために下請け代金を前払いすることもあります。これら支払先に対する信用リスク管理のため、支払先別に購買与信管理を行います。

購買与信残高は、発注残、買掛金、未落手形、前払金という項目に分かれており、以下のような計算式で計算します。

・購買与信残高 = 「発注残」 + 「買掛残」 + 「未落手形」 - 「前払金」

発注承認などの処理で、購買与信限度額と購買与信残高の金額を比較し、購買与信限度金額が購買与信残高を上回った場合にエラーもしくはワーニングのメッセージを表示します。

セットアップ

- ・会社別オプション APS「購買与信管理方法区分」
- ・会社別オプション APS「購買与信限度上限超過処理方法」
- ・会社別オプション PUR「発注伝票承認利用区分」
- ・会社別オプション PUR「発注伝票承認後変更オプション」
- ・会社別オプション PUR「仕入計上債務転送区分」
- ・会社別オプション PUR「仕入伝票承認後変更オプション」
- ・会社別オプション PUR「仕入付随計上債務転送区分」
- ・会社別オプション PUR「仕入付随費用承認後変更オプション」
- ・支払先マスター
 - ⇒購買与信チェック方法区分を設定
- ・支払先マスター与信残高
 - ⇒購買与信限度金額の設定

得意先別与信との相殺

得意先別与信では、受注承認時などに与信限度金額と与信残高を比較するチェックを行います。購買与信残高との相殺を行う事も可能です。

これまでの与信残高は受注残、売掛金、未落手形、前受金の金額から計算しておりましたが、今回の購買与信残高も含めて与信残高を計算する機能が追加されました。

今回の機能では、以下のように得意先の与信残高を計算するようになります。

・与信残高 = 「受注残」 + 「売掛金」 + 「未落手形」 - 「前受

金」 - 「購買与信残高」

セットアップ

- ・得意先マスター与信残高
⇒相殺支払先コードの設定

おわりに

今回ご紹介した新機能は対応バージョン(V2.03.30)以降にバージョンアップをして頂いた上でセットアップの変更が必要となる場合があります。

ご不明な点や、より詳細な説明を聞きたいという場合は、弊社コンサルタントやサポート窓口(03-5520-5330 内線71)(support@ba-net.co.jp)までお問合せください。

|| Plaza-i 最新バージョン情報

2024年9月18日現在までリリースしております、最新のPlaza-iバージョン情報をお知らせ致します。

- ・Plaza-i.NET V2.03.32.04

II 令和6年度における交際費に関する税制改正

1. はじめに

令和6年度税制改正により、中小法人に係る損金算入の特例の適用期間が3年延長され、また、交際費等から除かれる飲食費の金額が拡充されることとなりました。

2. 交際費等とは

交際費等とは、交際費、接待費、機密費その他の費用で、法人がその得意先、仕入先その他事業に関係のある者等に対する接待、供応、慰安、贈答その他これらに類する行為のために支出するものをいいます。ただし、以下の費用は、交際費等の範囲から除かれます。

- ①専ら従業員の慰安のために行われる運動会、演芸会、旅行等のために通常要する費用
- ②飲食その他これに類する行為のために支出する費用（以下「飲食費」といいます（注1）。）でその行為に参加した者1人当たりの金額が一定金額以下の費用（今回の改正内容）
- ③カレンダー、手帳等の物品を贈与するために通常要する費用、会議に関連して飲食物を供与するために通常要する費用その他の費用

（注1）飲食費は、専らその法人の役員もしくは従業員またはこれらの親族に対する接待等のために支出するもの（社内飲食費）は除かれます。

3. 改正内容

①損金算入の特例の適用期限

接待飲食費（注2）に係る50%損金算入、および、中小法人に係る年800万円までの定額控除の適用期限が、2027年（令和9年）3月31日までに開始する事業年度まで3年延長されました。

（注2）接待飲食費とは、交際費等のうち飲食その他これらに類する行為のために要する費用（社内飲食費を除く。）であり、帳簿書類に飲食費であることについて所定の事項（下記4. ②参照）が記載されているものをいいます。

②交際費等から除かれる飲食費の金額

令和6年4月1日以降、交際費等の範囲から除かれる一定の飲食費に係る金額基準が1人当たり5,000円以下から1人当たり10,000円以下に引き上げられました。

なお、1人当たり10,000円を超える飲食費である場合には、超えた部分のみが交際費等に該当するのではなく、その全額が交際費等に該当することになります。

また、金額基準の判定は、法人の適用している消費税の経理方式が税抜経理の場合は税抜金額、税込経理の場合は税込金額により行うこととなります。

（1）資本金の額等が100億円超の法人

飲食費以外	慶弔費、贈答品等	
飲食費	改正前：5,000円以下/人の飲食費 改正後：10,000円以下/人の飲食費	接待飲食費
		社内飲食費 (交際費に該当するもの)
	交際費等に該当しない	

（2）資本金の額等が100億円以下の法人（中小法人等を除く）

飲食費以外	慶弔費、贈答品等	
飲食費	改正前：5,000円以下/人の飲食費 改正後：10,000円以下/人の飲食費	接待飲食費
		社内飲食費 (交際費に該当するもの)
	交際費等に該当しない	
	50%損金算入	

（3）中小法人等

飲食費以外	慶弔費、贈答品等	
飲食費	改正前：5,000円以下/人の飲食費 改正後：10,000円以下/人の飲食費	接待飲食費
		社内飲食費 (交際費に該当するもの)
	交際費等に該当しない	
	これらの金額のうち、年800万円(定額控除限度額)までは損金算入 (接待飲食費の損金算入特例と選択運用)	

4. 留意点

①交際費等から除かれる飲食費の金額の改正適用時期

令和6年4月1日以降に支出された飲食費が対象になります。したがって、3月決算以外の法人である場合、令和6年4月1日の含まれる事業年度において、交際費等から除かれる飲食費の金額判定については、1人当たり5,000円以下で行うものと、1人当たり10,000円以下で行うものの2つが混在することになります。あくまで、「支出日」が令和6年4月1日以降かどうかで判定基準が異なります。

②交際費等から除外するための必要書類

交際費等の範囲から「1人当たり10,000円以下の飲食費」を除外するためには、一定の書類を保存することが要件となります。具体的には、次の事項を記載した書類を保存していることが必要です。

- ・イ. 飲食等のあった年月日
- ・ロ. 飲食等に参加した得意先、仕入先その他事業に関係のある者等の氏名または名称およびその関係
- ・ハ. 飲食等に参加した者の数
- ・ニ. その費用の金額、飲食店等の名称および所在地
- ・ホ. その他参考となるべき事項

なお、上記ロは、社内飲食費でないことを明らかにするためのものであり、原則として、相手方の名称や氏名のすべてが必要となります。ただし、相手方の氏名について、その一部が不明の場合や多数参加した場合には、その参加者が真正である限り「会社名、部署、(氏名)部長他10名、卸売先」という表示であっても差し支えないとされています。

一方、飲食等の相手方を偽って記載したり、参加者の人数を水増しして記載すること等の行為は、事実の隠蔽または仮装にあたるため、重加算税の対象となります。税務調査では「反面調査」により飲食店等に赴き、その飲食店等における保管資料との突合が行われることも間々あります。

5. 終わりに

今回の税制改正によって、損金算入できる飲食費の金額が拡大されることになりました。

一方、税務調査が行われる際は、交際費等から除外するための書類について厳しくチェックされることが想定されます。必要書類の保存要件を改めてご確認いただき、不備の無いように整えていくことが肝要です。

II エンジェル税制の改正～個人のリスクマネーを投資へ～

1. はじめに

エンジェル税制は、令和5年度税制改正において非課税措置が創設されたことに続き、令和6年度税制改正においても制度の拡充・簡素化が行われました。さらに令和7年度税制改正に向けても制度の拡充について検討することが税制改正大綱に明記されるなど、ここ数年の税制改正において注目度が高い制度といえます。

その背景としては、2022年11月に内閣府において閣議決定された「スタートアップ育成5か年計画」をみると、欧米と比較すると、開業率や時価総額1,000億円超の未上場企業（いわゆるユニコーン企業）の数が低い水準で推移している現状を問題視し、これを改善すべく創業時の資金調達しやすさと、創業間もない成長段階においても投資家からの資金を呼び込む仕組みが必要であり、個人投資家からも資金を引き出す目的があるようです。

2. 個人投資家が受ける税制優遇の概要

エンジェル税制は、個人投資家がスタートアップ企業など一定の要件を満たす法人に対して投資を行った場合、その投資額について、株式「投資」時点及び株式「譲渡」時点の2つのタイミングで所得税の優遇措置が受けられる制度です。なお、起業特例については「4. 起業特例」にて解説します。

株式投資時点

以下のいずれかの措置が利用可能です。

(1) 優遇措置 A

- ・（投資額-2,000円）をその年の総所得金額から控除
- ・控除上限は800万円 or 総所得金額×40%のいずれか低い方

(2) 優遇措置 B

- ・投資額をその年の株式譲渡益から控除
- ・控除上限なし

(3) プレシード・シード特例

- ・投資額をその年の株式譲渡益から控除
- ・控除上限なし

株式売却時点

以下のとおり株式売却時点の譲渡所得の計算上、取得価額の調整が必要となります。

(1) 優遇措置 A

- ・株式投資時点で控除した金額を取得価額から控除

(2) 優遇措置 B

- ・株式投資時点で控除した金額を取得価額から控除

(3) プレシード・シード特例

- ・株式投資時点の株式譲渡益から控除した金額が20億円以下の場合は、株式売却時点の取得価額の調整は不要となるが（非課税となる）、20億円を超えた場合はその超える部分は取得価額から控除する

●取得価額の調整

優遇措置 A、B の適用を受けている場合は、投資した年に受けた控除額分だけ、その株式の取得価額が減額されます（譲渡益が発生した場合も同様）。

ただし、プレシード・シード特例では、投資した年に控除し

た金額について20億円を上限として非課税となり、優遇措置 A、B のような取得価額の調整は不要となります。

なお、エンジェル税制は、基本的に住民税についての適用はありませんが、譲渡損が出た場合の通算及び損失の繰越しについては適用がありますのでご注意ください。

●譲渡損、繰越控除の特例

株式の売却により生じた譲渡損失は、その年の他の株式譲渡益と通算可能（その年に通算しきれなかった部分については、翌年以降3年にわたって順次株式譲渡益と通算可能）となります。

また、投資先企業が上場しないまま破産、解散等をして株式の価値がなくなった場合にも、その損失の金額を株式の譲渡損失とみなして他の株式譲渡益と通算し、通算しきれなかった部分については翌年以降3年にわたり通算が可能となります。

通常、未上場株式を売却したことにより生じた譲渡損失は、その年の未上場株式譲渡益との通算に限られ、上場株式譲渡益と通算をすることができず、翌年以降に繰越することもできません。しかし、エンジェル税制適用会社の株式を売却したことにより生じる譲渡損失については、上記のとおり通算及び繰越しが可能となります。

3. 適用要件

上記2. の優遇措置の適用を受けようとする場合、以下の投資家要件及び企業要件の2つの要件について、払込みをした日時点（事前確認を受ける場合は、その申請の日時点）ですべて満たしている必要があります。

(1) 投資家要件

- ①投資先企業が同族会社（その法人の上位3位までの株主グループが、当該法人の株式等を50%超保有している会社）である場合には、持分割合の大きいものから数えて第3位までの株主グループの持分割合を順次加算し、その割合が初めて50%超になる時における株主グループに属していないこと
- ②投資先企業に自らが営んでいた事業の全部を承継させた個人及びその親族等でないこと
- ③金銭の払込みにより投資先企業の株式を取得していること

(2) 企業要件

- ①特定中小会社等（特定中小会社及び特定新規中小会社）に該当すること
 - ・特定中小会社
 - イ) 中小企業等経営強化法に規定する特定新規中小企業者に該当する株式会社
 - ロ) 設立の日以後10年を経過していない中小企業者に該当する一定の株式会社など
 - ・特定新規中小会社
 - イ) 中小企業等経営強化法に規定する特定新規中小企業者に該当する一定の株式会社
 - ロ) 設立の日以後5年を経過していない中小企業者に該当する一定の株式会社など
- ②外部（特定の株主グループ以外）からの投資を1/6以上取り入れている会社であること（プレシード・シード特例を受ける場合は、1/20以上）
- ③大規模法人グループの所有に属していないこと

- ④未登録・未上場の株式会社であること
- ⑤風俗営業等に該当する事業を行う会社でないこと
- ⑥それぞれの優遇措置について、設立経過年数ごとに一定の要件を満たすこと

(3) その他

エンジェル税制の適用を受けるためには、投資先の企業から適格企業（「3. (2)」の要件を満たす企業）である確認書の交付及び確定申告が必要になります。

4. 起業特例

この制度は、一定の要件を満たす場合に「発起人」が会社の「設立」時点とその株式の「売却」時点において、下記の優遇措置が受けられる制度です。

設立時点

- ・ 投資額をその年の株式譲渡益から控除
- ・ 控除上限なし

株式売却時点

上記「2.」の株式売却時点（3）のプレシード・シード特例と同様

本制度の適用を受けようとする場合、次の（1）起業家要件及び（2）企業要件を、それぞれ（1）は設立時、（2）は設立した年の12月31日時点で満たす必要があり、また、確定申告を行う必要があります。

(1) 起業家要件

- ①設立した会社の発起人であること
- ②設立した会社に自らが営んでいた事業の全部を承継させた個人及びその親族等でないこと
- ③金銭の払込により株式を取得していること

(2) 企業要件

- ①設立1年未満の中小企業者であること（大規模法人グループに属している場合は適用対象外）
- ②外部からの投資を1%以上取り入れていること
- ③未登録・未上場の株式会社であること
- ④風俗営業等に該当する事業を行う会社でないこと
- ⑤他の事業者から譲り受けた事業を主たる事業としていないこと
- ⑥設立経過年数ごとの一定の要件（試験研究や販管費の金額に関するものなど）を満たすこと

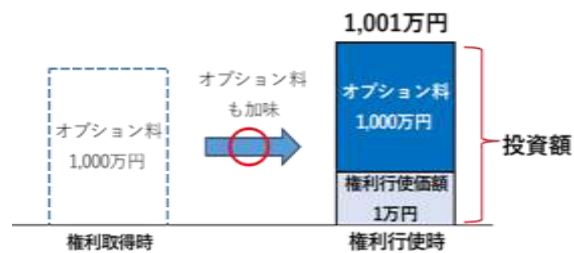
この制度は優遇措置A、B及びプレシード・シード特例の適用を受ける場合に比べると要件を満たしやすく、起業意欲の促進が期待されます。

5. 令和6年度税制改正の内容と影響

以下の2点について令和6年度税制改正において制度の拡充が行われました。

(1) 新株予約権のオプション料も投資額とする

新株予約権とは、あらかじめ決められた金額や条件で株式会社の株式を取得できる権利のことをいい、この権利を取得するために支払った費用がオプション料です。税制改正前は権利行使価額のみが投資額（控除対象価額）と規定されていましたが、税制改正後はオプション料も投資額に含めることとされました。



近年、シード期（あるいはプレシード期）のスタートアップ企業の資金調達手法として、J-KISS型新株予約権を使った資金調達が活発化しています。この手法は、転換価額の算定式のみが設定された新株予約権により資金調達を行い、将来、企業価値評価の正確性が高まったタイミング（具体的にはシリーズA）で株式転換を行うもので、上図の通りオプション料は多額である一方、権利行使価額は少額となる特徴があります。

今回の改正によって、J-KISS型の活用が増えエンジェル投資がさらに活発化することが期待されています。なお、税制優遇措置は権利行使時点で全ての要件を満たした場合に可能となる点に留意が必要です。

(2) 信託を通じた投資も対象とする

税制改正前は個人による直接投資、任意組合、投資事業有限責任組合を経由した投資が対象となっていました。今回一定の信託を経由してエンジェル税制の適用対象企業の株式を取得した場合も追加されました。

この改正を受け、2024年5月10日の日本経済新聞の記事において三井住友信託銀行が一般の個人がベンチャーキャピタル（VC）に投資できる商品を開発したことが取り上げられています。この記事によれば「外部のVCへの数千万円規模の投資枠を組成し、10人程度の個人から数百万円ずつを集めた」とあり、個人投資家の資金をスタートアップへと流れる仕組みを拡充したことの効果が窺えます。

<スキーム図>



<出典>三井住友信託銀行株式会社 2024年5月10日リリースより

6. おわりに

今回は令和5年度と令和6年度の税制改正の両方に触れて、現状のエンジェル税制について解説致しました。なお、優遇措置B、プレシード・シード特例、起業特例は、株式譲渡益が発生した年内に投資を行わなければメリットを得られない点が課題とされています。

この再投資期間の延長については、令和7年度税制改正において引き続き検討することが令和6年度税制改正大綱において明記されていますので、今後の改正の動向が注目されます。